

# 肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛 1 頭 当たり負担金の額の決定について(公告)

肉用子牛生産者補給金制度における平成 27 年度からの業務対象年間の肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を下記のとおり定めたので、肉用子牛業務規程第 24 条の第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 27 年 8 月 11 日

公益社団法人新潟県畜産協会  
会 長 今 井 長 司

## 1 肉用子牛 1 頭当たり負担金の額

品種区分	金 額 (円)	[参 考] 変更前の単価(円)
黒 毛 和 種	3 0 0	5 5 0 (250 円引下げ)
褐 毛 和 種	1, 1 5 0	2, 9 7 5 (1, 825 円引下げ)
黒毛和種及び褐毛和種 以外の肉専用種の品種	3, 1 0 0	6, 1 0 0 (3, 000 円引下げ)
乳 用 種 の 品 種	1, 6 0 0	3, 1 7 5 (1, 575 円引下げ)
肉専用種と乳用種の 交 雑 の 品 種	6 0 0	1, 2 5 0 (650 円引下げ)

## 2 適用時期

平成 27 年 7 月 1 日に個体登録される肉用子牛から適用する。

(生年月日が、平成 27 年 1 月 2 日以後の肉用子牛)